



大人が守ろう
違法薬物から子どもたちを



違法薬物から子どもの命を守るのは大人の役目！
子どもに違法薬物の怖さを教えましょう！
保護者と子どもの絆を強めましょう！

京都府教育委員会

薬物乱用の現状

平成27年に京都府で高校生、中学生、そして小学生の大麻事案が発生し、大麻乱用が大きな問題となっています。平成27年の薬物乱用少年の検挙人員を前年と比較すると大幅に増加しており、特徴として、「**大麻**」の乱用が目立つとともに、**高校生の薬物乱用が深刻化し、薬物乱用の低年齢化が進んでいる**ことがうかがえます。

また、「中学生の薬物に関する意識調査」の結果から、「**たばこと大麻の害の違いを知らない子どもが多い**」、「**実際に違法薬物の使用を誘われたことのある子どもが身近にいる**」、「**その気になれば違法薬物を手に入れられると思っている子どもが多い**」ことがわかります。

薬物乱用少年の検挙人員

(京都府警察本部 提供)

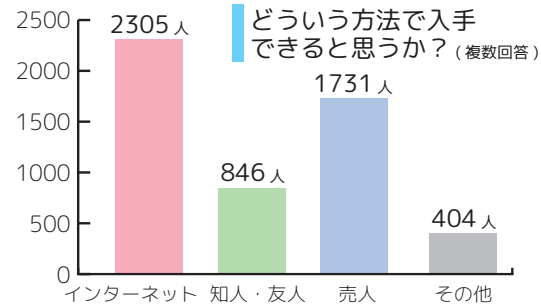
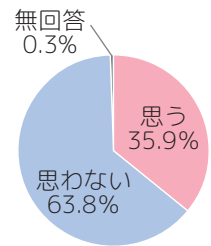
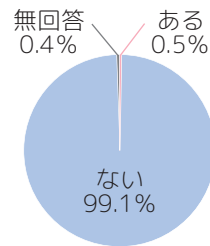
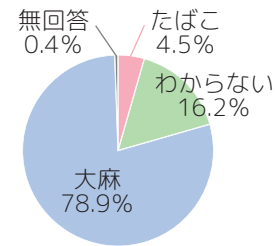
区分	平成 26 年 1月～12月	平成 27 年 1月～12月	平成 28 年 1月～8月
覚醒剤	1	6	4
大麻	2	11	15

※薬物乱用少年の「少年」とは、少年法に基づき、20歳に満たない者をいいます。

「中学生の薬物に関する意識調査」の結果

対象：府内の中学生 7791 名 平成 28 年 7～9 月実施

★「たばこと大麻」害が大きいのは？ ★違法薬物の使用を誘われたことは？ ★違法薬物を入手可能と思うか？



- 大麻よりたばこの方が害が大きい。 : 348名 (4.5%)
- 違法薬物使用を誘われたことがある。 : 41名 (0.5%)
- 違法薬物の入手は可能だと思う。 : 2798名 (35.9%)

(京都府警察本部 提供)

Q 大麻よりたばこの方が害が大きいのか？

A 大麻の方が害は大きいです。大麻は脳細胞を破壊し、強い依存性と精神毒性(妄想・幻覚などをもたらす性質)があります。

Q どのところで誘われるのか？

A グループ(同級生・先輩・部活動など)の中で誘われることが多いです。またスマホなどを使ったSNSで誘われることもあります。

Q 大麻は、合法ではないのか？

A 大麻の所持・使用は法律で禁止されている「犯罪」です。インターネットや雑誌の「大麻合法」に関する情報を信じてはいけません。

- 薬物乱用とは、薬物を社会規範(例えば法律)から逸脱した目的や方法で自己摂取することです。薬物乱用は、逸脱行動そのものを指す言葉ですから、1回でも薬物乱用となります。
- 法律で使用が禁じられている薬物(覚醒剤や麻薬など)を使うことはもちろん、医薬品を治療以外の目的で不適切に使用することも薬物乱用です(例えば、快感や酩酊感を得るために大量に飲むこと)。

違法薬物の怖さ

やめようと思ってもやめられない。



違法薬物には依存性があります。一度使用してしまうとまた使用したくなり、自分の意志でやめることが難しくなります。

脳、身体、心を破壊する。



薬物乱用により、脳細胞が破壊されます。脳から正しい指令が送れなくなることで、体が思ったように動かなくなったり、様々な臓器に障害が現れたりします。また、感情のコントロールがきかなくなったり、妄想や幻覚をもたらしたりします。

子どもの人生を狂わせる。



薬物乱用により、精神障害や身体的障害が起こります。暴力や犯罪行為などに繋がり、借金などのお金の問題も生じます。このようなことから対人関係や社会生活に適応できなくなります。

命を落とす。



1回の使用でも命を失うことがあります。また、脳への影響から内臓機能や運動機能が低下し、急性中毒死や交通事故を起こす危険性があります。

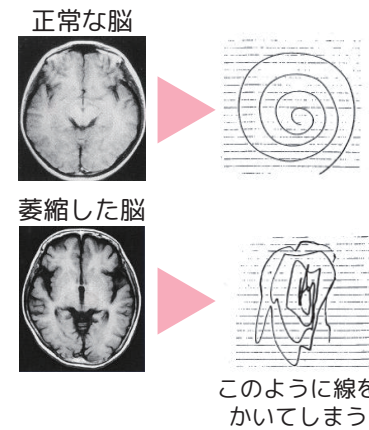
家庭や周りの人の人生も狂わせる。



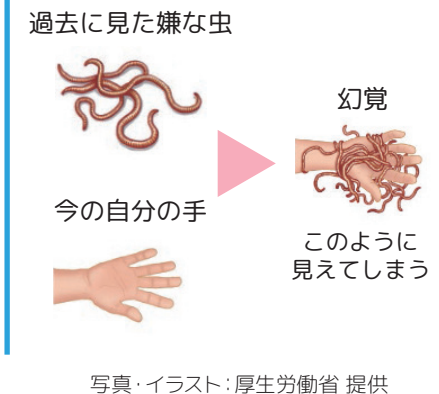
家族の心身の健康も損なわれるようになります。また、交通事故、お金のトラブル、犯罪などによって、人に迷惑をかけてしまいます。

違法薬物の精神・脳への影響

脳が萎縮して、思いどおり線がかけなくなる



過去に見た記憶と現在見ているものの区別がつかなくなる(幻覚)



違法薬物を乱用すると、また薬がほしくなり、精神病、認知症になる

- 乱用 | 使ってはいけない薬を使うこと
- 依存症候群 | 薬がほしくなる
- 離脱症候群 | 薬を止めると調子が悪くなる
- 急性精神病 | 被害妄想が出たり消えたりする
- 慢性精神病 | 被害妄想が消えなくなる
- 認知症 | 記憶力や理解力が低下する

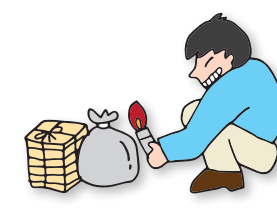
京都府立洛南病院 副院長 川畑俊貴 氏 提供

違法薬物による行動

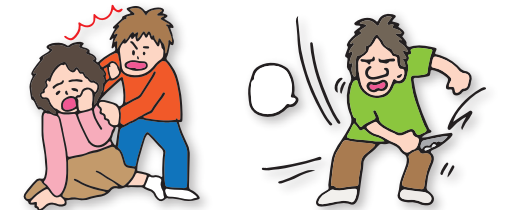
交通事故



放火



暴力



違法薬物の種類

違法薬物には、それぞれの特徴があります。どれも依存性があり、やめようと思ってもやめられなくなり、脳や身体、そして心を破壊します。

※(): 隠語 《 》: 種類

大麻

(マリファナ、ハッピー、クサ、チョコ、ガンジャ、グラス、ハシシ、ウィード)

乱用により、記憶・理解力の低下、知覚・情動障害、幻覚・妄想状態やパニック状態などが現れる。また、物事への興味・関心が極端に低下(無動機症候群)する恐れがある。

- ▲乾燥大麻
- ▲大麻草
- ▲吸引具
- ▲吸引具
- ▲大麻樹脂
- ▲クラッシャー(外)
- ▲クラッシャー(中)
- ▲巻紙が入った箱

危険ドラッグ

(合法ハーブ、お香、アロマリキッド)

覚醒剤などの薬物の化学構造式に似せて作られている。基となった薬物より強い毒性が出るかもしれない薬物である。「合法」とあっても危険な薬物である。ハーブ系、パウダー系、アロマ系などがある。

- ▲ハーブ系
- ▲パウダー系
- ▲アロマ系

覚醒剤

(シャブ、ポン、エス、スピード、氷)

効果が切れると反動で強い疲労、脱力感に襲われる。強い精神依存性がある。幻覚や妄想といった精神症状の症状が高頻度に現れる。使用をやめても再燃(フラッシュバック)の恐れがある。

- ▲覚醒剤
- ▲結晶状の覚醒剤
- ▲錠剤型覚醒剤

MDMA

(エクスタシー、エックス)

カラフルな錠剤型である。抵抗感が少なく安易に手を出してしまう危険性がある。興奮作用と幻覚作用があり、腎臓障害や循環器障害が引き起こされる恐れがある。

有機溶剤

《シンナー、トルエン、ボンド、ガス》

脳をマヒさせる働きがあり、酔った状態、情動障害、幻覚等が現れる。昏睡や意識消失まで至り、場合によっては死に至る。脳が萎縮するケースもある。

コカイン

(コーク、スノウ、クラック)

覚醒剤同様、短期間で依存症になる場合が多く、精神症状も高頻度に現れる。意識障害やけいれん発作、急性中毒による死亡もみられる。

**違法薬物を見かけたら
すぐに薬物相談機関へ
連絡してください。**
(連絡先は最終ページに記載)

写真: 京都府警察本部・警察庁・内閣府・厚生労働省 提供

薬物乱用への誘い文句と断り方

友だち・先輩など

誘い文句

- ★「嫌なことも忘れられるよ。」
- ★「楽しいから、やらない?」
- ★「一度だけなら大丈夫。」
- ★「やめようと思えばやめられるから。」
- ★「疲れがとれて、すっきりするよ。」
- ★「大麻は、体に悪くないよ。」
- ★「やせられるよ。」
- ★「みんな、やってるよ。」
- ★「お金はいらないから。」
- ★「え、できないの? 弱虫だね。」

SNS

**断る
勇気**

**逃げる
勇気**

**相談
が大切**

断り方

はっきりと断る。
★「私は、そういうの嫌いだから。」

話題をかえる。
★「そういえば、.....」
★「そんなことより、.....」

気持ちを言う。
★「そんなことに誘うなんて、怖いよ。」

理由を言う。
★「体も心もぼろぼろになるから、やらない。」
★「やめられなくなるから、やらない。」

大人を話題に出す。
★「親に怒られる。」
★「先生にばれる。」
★「警察に捕まるのが嫌だ。」

逃げる。

フィルタリングが必要
スマホ等使用のルールを
保護者と子どもで作成

インターネット

インターネットに注意を

- ★違法薬物に関する情報がある。
- ★誤った情報がたくさんある。
 - × 大麻の害は、たばこの害より軽い。
 - × 大麻は、酒やたばこより依存性が低い。
 - × 違法であるが、害がない。

※ゲーム機や音楽プレーヤーもネットにつながる。

違法薬物を誘われたときの断り方を保護者と子どもで話し合しましょう。

子どもの薬物乱用が疑われるとき

「子どもの薬物乱用が疑われるとき」!

サインを見逃さない。事実を確かめる。事実をもみ消さない。

日常の子どもの様子から小さなサインを見逃さないようにしましょう。何か兆候が見られたら保護者として覚悟と勇気をもって事実を確かめましょう。そして、大人として感情を抑えて冷静に聞きましょう。薬物乱用の事実がわかって放置していると子どもはますます深みにはまり、より深刻な事態に陥ってしまいます。

大麻乱用者の特徴

- 突然に行動が変化する。
- 甘くさい臭いがする。
- 充血した目、どんよりした目になる。
- 趣味やスポーツなど好きな活動への興味が喪失する。
- 自分の部屋に家族を入れたがらない。
- 臭いを消すために部屋でお香を焚く。
- 身だしなみに無頓着になる。
- 情緒不安定になる。
- 気分がハイテンションになる。
- 時間や空間の認識がくらくらする。

「子どもの薬物乱用がわかったら」!

子どもを責めたり、しかりつけたりしない。

頭ごなしに責めたりしかりつけたりすると子どもが心を閉ざしてしまいます。素直に話してくれたことを認めてあげましょう。心細く不安な心を家族が支える気持ちと態度が大切です。

自分で抱え込まずに専門機関に相談する。

保護者が専門的な相談機関とつながることが子どもの問題解決の第一歩です。薬物問題に対する支援は、子どものみならず、家族に対する支援も大切だと考えられています。

子どもが初めて違法薬物を使用したときの気持ち

- 1回やってみようかな。みんなもやっているし、1回くらい大丈夫だろ。《好奇心》
- ここで断ったらカッコ悪いな。《強がり》
- 断ったら仲間はずれにされるかな。《人間関係の不安》
- 断ると何かされそうで怖いな。《恐怖》
- いくらがんばっても、褒めてもらえない。《自己肯定感の不足》
- これからの進路、どうすればいいんだろう。《自分に対する不安》
- 家に帰ってもつまらないし、友だちもいないし淋しいな。《孤独》

違法薬物を使用した子どもの気持ち

- 初めてのときはすごく迷ったが、2回目からはそんなに迷わなかった。《1回目をしないことの大切さ》
- やめたくても、自分の力だけではやめられなかった。《依存脱却からの困難さ》
- 仲間はずれにされたかもしれないけど、断ればよかった。《勇気をもって断ることの大切さ》

違法薬物の怖さを知って大切な子どもを薬物乱用から守りましょう。

子どもに薬物を乱用させないために

「薬物を乱用しない」

子どもの心は、保護者と子の絆から

自分を大切に
する心。
知識・断り方
のスキル

好奇心・強がり
人間関係の
不安・恐怖

自己肯定感の
不足・孤独感・
自分に対する不安



保護者と子の絆

- いつも見てくれている。
- 話を聞いてくれる。
- 自分のことを認めてくれている。
- 何かあっても頼れる。

「子どもに薬物を乱用させないために」!

子どもとのコミュニケーションを活発にする。

子どもを一人にしすぎないようにし、子どもの言葉にじっくり耳を傾けましょう。

保護者自身が勉強して薬物に対する正しい知識を子どもに伝える。

薬物乱用の危険性を保護者自身が学び、子どもに話しましょう。

子どものよいところを積極的に見つけて伝える。

子どものよいところは褒めましょう。また、子どものありのままの姿を認めましょう。

悪い誘いには勇気をもって断ることを日常から伝える。

薬物乱用のきっかけは、同級生や先輩などに誘われて乱用してしまうことが多いです。誘われたときには、勇気をもって断ることを伝えましょう。

スマホやパソコンを使用する際のルール作りを保護者と子どもで行う。

薬物乱用の誘いは、SNSで行われることが多いです。また、インターネットを通じて違法薬物の情報を簡単に得ることができます。スマホは使用時間などのルールを話し合っ決めて、フィルタリングをしましょう。

困ったことがあれば、保護者に相談するように日常から伝える。

どんなことがあっても保護者は子どもの味方であり、子どもの幸せな人生を願っていることを伝えましょう。

<Memo> 保護者として子どもとの関わり方について振り返りましょう。

困ったときはここへ

薬物 相談機関

<機関名>	<連絡先>
● 京都府健康福祉部業務課	075-414-4786
● 京都府各保健所	※最寄りの府保健所へお問い合わせください。
● 京都府精神保健福祉総合センター 「こころの健康相談電話」	075-645-5155
● 京都市こころの健康増進センター	075-314-0874
● 京都府警察本部 「覚せい剤110番」	075-451-7957
● 少年サポートセンター (京都府警察本部少年課) 「ヤングテレホン」	075-551-7500 http://www.pref.kyoto.jp/fukei/ (パソコンから) http://www.kyotofukei-syonen.jp/i (携帯から)
● 近畿厚生局 「麻薬・覚せい剤相談電話」	06-6949-3779
● 「きょう-薬物をやめたい人-のホットライン」 (NPO法人 京都ダルク内)	075-644-7184

子育て 相談機関

<機関名>	<連絡先>
● 京都府家庭支援総合センター	075-531-9606
● 京都府南部家庭支援センター (宇治児童相談所)	0774-44-3340
● 宇治児童相談所京田辺支所	0774-68-5520
● 京都府北部家庭支援センター (福知山児童相談所)	0773-22-3623
● 京都府総合教育センター 「ふれあい・すこやかテレフォン」	075-612-3268 075-612-3301 0773-43-0390 http://www.kyoto-be.ne.jp/ed-center/m/soudan.htm
● 京都府精神保健福祉総合センター 「こころの健康相談電話」	075-645-5155
● 少年サポートセンター (京都府警察本部少年課) 「ヤングテレホン」	075-551-7500 http://www.pref.kyoto.jp/fukei/ (パソコンから) http://www.kyotofukei-syonen.jp/i (携帯から)

子どもたちに薬物を乱用させないために・・・

- お子様と違法薬物の怖さや断り方などについて話し合ってください。
- 保護者と子の絆について振り返ってください。
(保護者と子の絆から生じる感情：安心感、自己肯定感、勇気など)

*家庭でのお子様との話し合いに、また、PTA 研修会等での薬物乱用防止や子育てに関する交流にこのパンフレットを活用してください。